

# …… 外国人技能実習生受入れの流れ ……

## ▼外国人技能実習生の受け入れに関するお問い合わせをいただきます

外国人技能実習生の受け入れについて、お気軽にご相談ください。

## ▼お申し込み～実習受け入れ候補者の選考

外国人技能実習生受入れのお申し込みの際に受け入れ企業様からの外国人技能実習生についてのご要望をお聴きし、現地送り出し機関に伝え、実習候補者を募ります。

## ▼現地面接・採用候補者決定

採用候補者を決定するにあたり、受け入れ企業様には、直接現地出向いて頂き候補者と面接を行っていただきます（※コロナ渦にあり、現地に出向けないなどWEB上で面接を行うことも可能です。）

現地送り出し機関を通じ、企業様の要望にあう人材の履歴書を事前に送ってもらいます。面接による合否を判定をし、採用候補を決定します。

## ▼現地での事前教育の実施（6～8ヶ月程度）※職種により異なります。

面接に合格した技能実習候補者は現地の日本語学校でおおむね半年程（日本語が一定レベルに達するまで）日本語を勉強します。

外国人技能実習生が日本に来る際には、職種によっては日本語能力検定でN4レベルの試験に合格する必要があります。

また、現地での研修では、日本に入国後に戸惑わないように、日本の文化やマナーなどについても学習します。

## ▼日本の入国管理局等への各種申請

外国人技能実習生として、日本に入国するためには、まず「在留資格認定証明書」の交付を受けるため、入国管理局に申請します。

日本での入国の許可がおりたら現地日本大使館でビザの申請し、技能実習としての入国資格を取得します。

## ▼外国人技能実習生の入国・入国後研修

当組合スタッフが成田空港に外国人技能実習生を出迎え、当組合の研修センターへ案内します。

外国人技能実習生は入国して1ヶ月間、研修センターで、日本語（会話、聴き取り、職種に関連する専門用語など）、日本文化、日本での生活上のマナー（ごみの分別や交通ルールなど）、関係法令（入管法など）などについて学びます。

研修期間中は、研修センター周辺の宿泊施設を利用します。

## ▼受け入れ企業様へ配属・技能実習開始

1ヶ月間の研修が終了後、外国人技能実習生は初めて受け入れ先の企業に行くこととなります。

まず、市役所等の手続きや銀行口座の開設などを行います。当組合でサポートします。その後、受け入れ企業（実習先）にて就業規則など説明を受け、受け入れ企業様に用意いただいた住まいとなる部屋にて荷物を整理します。

翌日から、技能実習がスタートします。

## ▼当組合のスタッフが毎月訪問します

当組合のスタッフが毎月実習先の企業を訪問し、外国人技能実習生の実習状況、生活状況、体調管理等についてお話をうかがったり、外国人技能実習生の近況等を確認したりします。また、定期的に監査を実施し、その結果を技能実習機構に報告します。

## ▼技能実習2号への移行を目指します

外国人技能実習生は入国して1年間は「技能実習1号口」という資格で実習をします。2号への移行をしない場合、そこで実習は終了します。

入国後約9ヶ月で、2号移行のための検定試験（学科・実技）を受けます。合格後、技能実習2号への移行手続きを行い、2年目と3年目は「技能実習2号口」という資格で実習を行っていきます。試験日に向けて、勉強できるようサポートします。

## ▼技能実習2号スタート（入国2年目、3年目実習）

技能検定に合格した外国人技能実習生は「技能実習2号口」という資格でさらに2年間実習を行い、技術の習得に努めます。

## ▼実習の終了

合計3年間の実習を終え、母国へ帰ります。

実習先企業で身につけた3年間の技術を本国に持ち帰り、本国での活躍にいかします。

なお、職種によっては、さらに2年間の3号技能実習や特定技能活動へ移行し、日本での活動を継続することもできます。